

第8次ほくとゆうゆうふれあい計画(第8次北杜市老人福祉計画・介護保険事業計画) 策定業務委託仕様書

1 業務名

第8次ほくとゆうゆうふれあい計画(第8次北杜市老人福祉計画・介護保険事業計画)策定業務委託(以下「本業務」という。)

2 履行期限

契約締結日の翌日から令和9年3月24日(水)まで
(令和7年度業務は、令和8年3月31日(火)まで)

3 目的

本業務は、本市の高齢者等の現状や課題、介護給付分析等を行い、国の動向等を見据え、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい及び生活支援サービスが切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの構築実現に取り組むため、老人福祉法及び介護保険法に基づき、令和9年度から令和11年度の第8次ほくとゆうゆうふれあい計画(第8次北杜市老人福祉計画・介護保険事業計画)(以下「計画」という。)を策定することを目的とする。

4 業務委託内容

○令和7年度

(1) アンケート調査

① アンケート調査対象及び標本数

本市の一般高齢者1,700名を対象とした介護予防・日常生活圏域ニーズ調査と、在宅で要介護・要支援認定を受けている方(施設入所者は除く。)及びその介護者概ね600名を対象とした在宅介護実態調査を実施する。
また、本市の介護事業所概ね70事業所を対象としたアンケート調査を実施する。

② アンケート調査票

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査は、厚生労働省が示す調査項目を基に、本市独自の調査項目を追加し、介護事業所アンケート調査は、本市独自の調査項目により実施する。このため、受託者は調査項目案を提示し、本市と協議の上、アンケート調査票並びに発送用封筒及び返信用封筒の作成印刷を行う。

・介護予防・日常生活圏域ニーズ調査票

A4判、設問80項目から90項目程度、発送用封筒(長3)及び返信用封筒(長3)

・介護事業所アンケート調査

A4判、設問30項目程度、発送用封筒(長3)及び返信用封筒(長3)

③ アンケート調査の方法

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査は、郵送により配布・回収を行う。本市が無作為抽出した対象者の宛名ラベルを受託者に提供し、受託者がアンケ

ート調査票の封入・封緘、宛名ラベルの貼付、発送・回収を行う。（郵送費は委託費に含む。）

介護事業所アンケート調査は、郵送により配布・回収を行う。本市が介護事業所の宛名ラベルを受託者に提供し、受託者がアンケート調査票の封入・封緘、宛名ラベルの貼付、発送・回収を行う。（郵送費は委託費に含む。）

在宅介護実態調査は、本市において認定調査員による聞き取り調査・回収を行い、回収した調査票を受託者に提供する。

④ アンケート調査結果の集計・分析

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査及び介護事業所アンケート調査のデータ入力及び集計・整理を行い、分析結果等を取りまとめる。集計は、単純集計、クロス集計、グラフを用いた文書表現等とする。

(2) 成果品

① アンケート調査報告書 印刷用データ

A4版、250頁程度、1色刷、表紙レザック、くるみ製本用印刷データ

○令和8年度

(1) 各種現状分析と施策反映

① 関係団体ヒアリング

現行老人福祉計画の評価を行うため、市内介護、福祉、医療、障害者、ボランティア関係団体(5団体程度)及び庁内関係各課とのヒアリングを実施し、結果を取りまとめ、現状把握と課題抽出を行い、施策反映を検討する。

② 各種統計資料の集計・分析

本市における総人口・高齢者数・高齢化率・被保険者数・認定者数・認定率・高齢者夫婦世帯・在宅ひとり暮らし高齢者・在宅寝たきり高齢者・認知症高齢者・住まいの状況・就業状況等近年の現状と推移を分析し、各種統計資料を取りまとめる。

③ 施策現状の取りまとめ

現行介護保険事業計画の評価と地域ケア会議等で把握された地域課題から、施策の現状把握と課題抽出を行うとともに、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査及び介護事業所アンケート調査の集計結果から施策の現状把握と課題抽出を行い、施策反映を検討する。

また、厚生労働省が運営している、地域包括ケア「見える化」システムを活用して、地域間比較等による現状分析から本市の課題抽出を行うことや同様の課題を抱える自治体の取組事例等を参考に、本市に適した施策反映を検討する。

(2) 各種推計

(1)で把握した情報をもとに、地域包括ケア「見える化」システムを活用して、推計人口、認定率の伸び、利用率の伸び及び施策を反映させ、給付費見込み量及び保険料の算定等将来推計を行う。

(3) 素案の作成

上記(1)及び(2)により導かれた推計結果を、本市の介護保険事業計画策定委員会において認識の共有と合意形成を行う中、厚生労働省から示されるいわゆる基本指針や介護保険法関連法案を参酌し、計画の素案を作成する。

(4) パブリックコメントの実施支援

計画を策定する過程において、市民から多様な意見を広く募集し、提出された意見を考慮するため、意見に対する対応策の助言等の支援を行う。

(5) 成果品

① 計画書 印刷用データ

A4判、150頁程度、1色刷 表紙レザック、くるみ製本用印刷データ

② 計画書概要版 印刷用データ

A4、4頁程度、フルカラー印刷用データ（※裁ち落とし対応）

○各年度共通

(1) 北杜市老人福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会への支援

北杜市老人福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会を開催する際(令和7年度4回程度、令和8年度5回程度)、オブザーバーとして出席し、資料の提供や助言など会議運営に必要な支援を行い、議事録の作成を行う。

(2) 打合せ会の開催

往訪を伴う打合せ会を2箇年で15回程度実施する。

(3) 介護保険法改正の対応支援

国や他市町村の動向を把握し、情報収集を行い、計画を作成する上で必要な情報提供や助言を迅速に行う。

(4) その他

① 2024年1月1日に施行された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」により、基本計画や都道府県計画を基にしつつ、本市の実情にあった計画を本計画に反映する。

② 本業務において、個人情報の取扱いに充分留意し、プライバシーの保護に万全を期すこととし、許可なくして公表、貸与、複写及び他の目的に使用してはならない。契約終了後も同様とする。

③ 受託者は、本業務の履行に伴って事故が生じた場合には、直ちに委託者及び所轄警察署その他関係機関に報告するとともに、応急措置を講ずるものとする。

④ 厚生労働省が運営している、地域包括ケア「見える化」システムを使用して、地域間比較等による現状分析から本市の課題抽出を行うこと、同様の課題を抱える自治体の取組事例等を参考に本市に適した施策を検討すること、推計人口、給付費見込み量及び保険料の算定等、分析技術を有し、介護保険制度やその他関連施策について熟知した研究員を本業務に配置しなくてはならない。

⑤ アンケート調査業務の分担は次のとおりとする。

なお、全て本市と協議の上、実施する。

●介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

No.	業務名	分担者	備考
1	調査項目の選定	受託者・市	受託者作成案をもとに市独自の調査項目を含め、市と共同で作成する。
2	調査票の作成	受託者・市	受託者作成案をもとに市と共同で作成する。
3	調査票印刷	受託者	

4	発送用・返信用封筒印刷	受託者	
5	対象者宛名ラベル	市	市が作成し、受託者に提供する。
6	封入・封緘・宛名ラベルの貼付・発送・回収	受託者・市	返送先は市とする。回収した調査票を市が受託者に提供する。
7	再発送	受託者	調査票を紛失した対象者等からの求めに応じるため、市からの依頼により調査票を再発送する。 ※所在不明、受領拒否等により返送された調査票の取扱については、市と協議を行う。

●在宅介護実態調査

No.	業務名	分担者	備考
1	調査・回収	市	認定調査員による聞き取り調査・回収を行い、市が受託者に提供する。

●介護事業所アンケート調査

No.	業務名	分担者	備考
1	調査項目の選定	受託者・市	受託者作成案をもとに市と共同で作成する。
2	調査票の作成	受託者・市	受託者作成案をもとに市と共同で作成する。
3	調査票印刷	受託者	
4	発送用・返信用封筒印刷	受託者	
5	事業所宛名ラベル	市	市が作成し、受託者に提供する。
6	封入・封緘・宛名ラベルの貼付・発送・回収	受託者・市	返送先は市とする。回収した調査票を市が受託者に提供する。
7	再発送	受託者	調査票を紛失した対象者等からの求めに応じるため、市からの依頼により調査票を再発送する。 ※所在不明、受領拒否等により返送された調査票の取扱については、市と協議を行う。

●各調査共通

No.	業務名	分担者	備考
1	調査対象者からの問い合わせ受付	市	

2	調査票取りまとめ・点検	受託者	市から送付された調査票に過不足がないか点検し、整理する。 なお、調査票以外の書類等が紛れていた場合は、その取扱について市と協議を行う。
3	調査データ入力	受託者	市の求めに応じ、中間報告(速報値)を1回以上行うものとする。
4	集計・分析	受託者・市	単純集計・クロス集計・グラフ等を受託者作成案をもとに市と共同で作成する。
5	調査報告書の作成	受託者	市の校正を受けるものとする。
6	調査報告書の校正	受託者・市	受託者の責任校正とし、市は結果確認を行うものとする。
7	回収調査票の返送	受託者	返送された調査票を宅配便等で市に送付する(調査票に関する業務が完了した後、一括で送付。) ※送料・送付用ダンボール箱は受託者が負担。
8	調査票の処理(処分等)	市	

- ⑤ この仕様書に定めるもののほか、必要な事項が生じた場合は、その都度協議する。